

平成29年第11回日高市農業委員会議事録

開催月日	平成29年10月25日(水)					
開催場所	日高市役所 301会議室					
開催時刻	午後1時30分					
閉会時刻	午後2時30分					
議長	横手 澄男					
	議席番号	氏名	出欠席	議席番号	氏名	出欠席
農業委員	1	横田 拓也	出席	8	江連 喜美	出席
	2	島村 実	出席	9	福井 一洋	出席
	3	島村 芳孝	出席	10	横手 澄男	出席
	4	清水 典子	出席	11	浅田 カヨ子	出席
	5	梅澤 三子	出席	12	福嶋 輝幸	出席
	6	佐藤 茂男	出席	13	森谷 進	出席
	7	道谷 淳史	出席	14	鳴河 のり子	出席
推進委員 農地利用最適化	1	師岡 一夫	出席	4	鈴木 國昭	出席
	2	紫藤 清司	出席	5	庄司 等	出席
	3	眞通 昭彦	欠席	6	本藤 利一	出席

議事 関係 出席者	
事務局	事務局長 国分 央 主幹 須田 幸知 主査 大森 充浩 主任 横手 康雄 主事 榊 有也
傍聴人	
議事	
日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第3	議案第33号 農用地利用集積計画(案)の決定について
日程第4	専決処分の報告について
その他	

<p>議 長</p>	<p>日程第1 議事録署名委員の指名</p> <p>これより、本日の会議に入ります。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の指名をします。本総会の議事録署名委員は、8番、9番にお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第2 議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>日程第2 議案第32号農地法第5条の規定による許可申請について審議に入ります。事務局より1番の朗読をお願いします。</p>
<p>事務局 議 長</p>	<p>〈議案朗読〉</p> <p>本件担当の8番より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。</p>
<p>8番</p>	<p>23日に農地利用最適化推進委員の師岡委員と現地確認をしてきました。申請地は、もくせい通りの高麗神社の第二駐車場の北側に位置します。</p> <p>譲受人は譲渡人の息子であり、妻と2人の子どもと市内のアパートで暮らしています。排水関係についても問題ないとのこと。</p>
<p>議 長 3番 事務局</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>排水関係はどのようにして処理しますか。</p> <p>宅地内で浄化槽を経由した土壌浸潤トレンチにより処理する計画となっています。</p>
<p>議 長 委 員</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>ありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。許可相当で異議ございませんか。</p>
<p>委 員 議 長</p>	<p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。</p>
<p>議 長 事務局 議 長</p>	<p>事務局より2番の朗読をお願いします。</p> <p>〈議案朗読〉</p> <p>本件担当の5番より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。</p>
<p>5番</p>	<p>申請地は亀屋の西側に位置します。現地はきれいに雑草が刈られている状況でした。譲受人は譲渡人の孫の夫であり、現在は妻と子ども4人と譲渡人の自宅に住んでいます。排水関係は下水道が通っているため、問題ありません。</p>
<p>議 長 12番 事務局</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>農地区分を教えてください。</p> <p>申請地は3種農地になります。</p>
<p>議 長 委 員</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>ありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。許可相当</p>

<p>委員 議長</p>	<p>で異議ございませんか。 異議なし。 異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。</p>
<p>議長 事務局 議長 7番 議長 事務局</p>	<p>事務局より3番の朗読をお願いします。 〈議案朗読〉 本件担当の7番より申請地の状況について説明をお願いします。 申請地は現在すでに西側の宅地への進入路となっている様子でした。 事務局より申請人の状況について説明をお願いします。 譲受人は飯能市で不動産業を営む事業者です。当該申請は、住宅地へ進入する敷地部分の拡張であり、都市計画法施行前から進入路として使用していたため、追認の案件となります。西側宅地については、すでに譲受人が競売で取得済みであり、従業員が住む社宅として、利用するものです。申請地の農地区分は2種農地であり、計画内容が妥当であることから許可相当と考えます。</p>
<p>議長 12番 事務局</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。 社宅は西側の建物のことですか。また、都市計画法上で社宅の取り扱いは大丈夫ですか。 そのとおりです。また、都市計画法上の取り扱いについては、申請人が確認済みです。</p>
<p>議長 委員 議長</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。 ありません。 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。許可相当で異議ございませんか。</p>
<p>委員 議長</p>	<p>異議なし。 異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。</p>
<p>議長 事務局 議長 事務局</p>	<p>事務局より4番の朗読をお願いします。 〈議案朗読〉 事務局より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。 当該申請は、農振農用地地域の除外から計画されているもので、平成28年の11月に除外申請を行い、平成29年7月に除外認可を受け、今回の申請に至っています。譲受人は、現在借家で生活しておりますが、子どもの成長に伴い生活スペースに手狭となってきたこと、また、農業経営に必要な農産物の保管や出荷作業などが行える拠点とするため、当該申請地に住宅を建築する計画を立てました。土地の選定については、譲受人は新堀地区内で耕作を行っていることから、新堀地区を中心に高麗地区内で土地を探しておりましたが、土地所有者との交渉等の理由から当該申請地を選定することとなりました。申請地の農地区分は2種農地であり、計画目的などの理由から必要性が認められるため、許可相当と考えます。</p>

<p>議 長 11 番 事 務 局</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。 面積が大きい住宅ですが問題ありませんか。 通常、調整区域に建築できる住宅は 300 m²以上 500 m²以下ですが、農家住宅は 1,000 m²まで建築が可能です。</p>
<p>2 番 事 務 局</p>	<p>通常の住宅と農家住宅に手続き上の違いはありますか。 都市計画法上の開発許可申請が不要となるなど、手続きの一部が免除される規定があります。</p>
<p>議 長 委 員 議 長</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。 ありません。 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。許可相当で異議ございませんか。</p>
<p>委 員 議 長</p>	<p>異議なし。 異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。</p>
<p>議 長 事 務 局 議 長 9 番</p>	<p>事務局より 5 番の朗読をお願いします。 〈議案朗読〉 本件担当の 9 番より申請地の状況について説明をお願いします。 農地利用最適化推進委員の真通委員と現地確認をしてきました。申請地は埼玉女子短期大学の北側に位置します。現地は雑草が生えている状態でした。また、申請地とその北側の土地とが 1 m ほど段差がある状態であり、対策を行った方がよいと考えました。</p>
<p>議 長 事 務 局</p>	<p>事務局より申請人の状況について説明をお願いします。 当該申請は、農振農用地地域の除外から計画されているもので、平成 28 年の 11 月に除外申請を行い、平成 29 年 7 月に除外認可を受け、今回の申請に至っています。譲受人は、注文住宅や宅地分譲を展開する事業者ですが、現在、資材置場を所有していないことで、下請け業者の置場を借用する、その都度、資材等を仕入れるなどの対応をしており、現場効率が悪いことから資材置場の設置計画を立てました。今後の事業運営において、事業拡大とともにコストダウンも図れることで、事業効率向上も理由としています。土地の選定については、主な事業地域が坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、飯能市になっていることから中間地点の日高市内に設置を考えたということです。申請地の農地区分は 2 種農地であり、計画目的などの理由から必要性が認められるため、許可相当と考えます。</p>
<p>議 長 12 番 事 務 局</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。 道が狭いと思いますが、どのくらいの大きさの車両が通りますか。 おそらく 4 t トラックで行き来すると思われます。また、資材の内容は碎石、角材、砂利、砂などとなっています。</p>
<p>1 番 (推進委員) 事 務 局</p>	<p>今回の申請は建物は建築されますか。また、将来的に住宅が建築される可能性はありますか。 今回の申請は用途が資材置場での申請となっておりますので、建物は建築</p>

	<p>されません。また、将来的に住宅が建築される可能性につきましても、申請の権利内容が賃貸借権設定となっておりますので、現段階ではないと考えます。</p>
<p>13 番 事 務 局</p>	<p>1 mほどの段差については問題はありませんか。 農地台帳上では、農地改良をした記録がありません。</p>
<p>3 番 9 番</p>	<p>申請地の北側にある水路はどのようになっていますか。 水路としては機能していない状態でした。</p>
<p>議 長 委 員</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。 ありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。許可相当で異議ございませんか。</p>
<p>委 員 議 長</p>	<p>異議なし。 異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第 3 議案第33号 農用地利用集積計画（案）の決定について</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第 3 議案第 33 号農用地利用集積計画（案）の決定についてを議題とします。日高市農業委員会会議規則第 10 条により、13 番は退席をお願いいたします。事務局より 1 番の朗読をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p><議案朗読></p>
<p>議 長</p>	<p>本件担当の 6 番より申請地の状況について説明をお願いします。</p>
<p>6 番</p>	<p>20 日に農地利用最適化推進委員の紫藤委員と現地確認をしてきました。申請地は、市役所北側の都市計画道路を東に進み、突き当りの信号を北へ進んだところの右側に位置します。現地はきれいに草が刈られている状態でした。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局より申請人の状況について説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>申請人は、市から認定農業者として認定を受けており、年間の従事日数は 320 日、主にトマト、イチゴなどを栽培する農業者です。申請地は申請人の経営地に近接しており、農地を集積して経営拡大を目的としているものです。</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>ありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。</p>
<p>委 員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。（案）を消してください。</p>
<p>議 長</p>	<p>13 番の入室をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第 4 専決処分の報告について</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第 4 専決処分の報告について、質疑がありましたらお願いします。</p>
<p>委 員 議 長</p>	<p>ありません。 以上で総会を終了させていただきます。ありがとうございました。</p>

署 名

上記会議の次第は、農業委員会事務局が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

印

議 事 録 署 名 委 員

印

印